



三重県公報

令和6年6月18日（火）

第 524 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
	告 示		
441	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関の指定	（障がい福祉課）	2
442	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関からの変更の届出	（同）	2
443	保安林の指定施業要件の変更に係る通知	（治山林道課）	2
444	大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要	（中小企業・サービス産業振興課）	4
	議 会 訓 令		
8	三重県議会個人情報保護条例施行規程の一部を改正する訓令	（県議会）	4
	公 告		
	農用地利用集積等促進計画の認可	（担い手支援課）	5
	公共測量を実施する旨の通知	（公共用地課）	6
	同件	（同）	6
	都市計画の図書の写しの縦覧	（都市政策課）	6
	開発行為に関する工事の完了	（建築開発課）	6
	共 済 組 合 公 告		
	地方公務員等共済組合法の規定に基づく令和5年度決算の要旨	（市町行財政課）	7
	特 定 調 達 公 告		
	一般競争入札を行う旨	（教育委員会）	10

告 示

三重県告示第 441 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 59 条第 1 項の規定により、次のとおり育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関を指定しました。

令和 6 年 6 月 18 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

医療機関の種別	医療機関の名称	所在地	標ぼうしている診療科目	担当しようとする医療の種類	指 定 年 月 日
病院・診療所	さくらクリニック松阪	松阪市立田町字向田上 141 番地 1	内科	腎臓	令和 6 年 4 月 1 日
薬局	健やか薬局郡山店	鈴鹿市郡山町 2001-35		薬局	令和 6 年 6 月 1 日
薬局	健やか薬局神久店	伊勢市神久 2 丁目 1 番 14 号		薬局	令和 6 年 6 月 1 日
薬局	さかえ調剤薬局	津市栄町 1 丁目 857-4		薬局	令和 6 年 5 月 1 日
訪問看護	訪問看護ステーション t e t o t e	津市久居新町 2812 ウィズビジネス新町 101		訪問看護	令和 6 年 6 月 1 日

三重県告示第 442 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 64 条の規定により、次のとおり育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関から名称及び所在地の変更の届出がありました。

令和 6 年 6 月 18 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

医療機関の種別	医療機関の名称	医療機関の名称及び所在地		標ぼうしている診療科目	担当しようとする医療の種類	変 更 年 月 日
		変更前	変更後			
薬局	ユニスマイル薬局 いざわ店	エムハート薬局 いざわ店	ユニスマイル薬局 いざわ店		薬局	令和 6 年 5 月 1 日
薬局	ユニスマイル薬局 うつべ店	ファークロス薬局 うつべ店	ユニスマイル薬局 うつべ店		薬局	令和 6 年 5 月 1 日
薬局	ユニスマイル薬局 うれしの店	うれしの調剤薬局	ユニスマイル薬局 うれしの店		薬局	令和 6 年 5 月 1 日
薬局	ユニスマイル薬局 おおだい店	ファークロス薬局 おおだい店	ユニスマイル薬局 おおだい店		薬局	令和 6 年 5 月 1 日
薬局	ユニスマイル薬局 津城山店	太陽薬局	ユニスマイル薬局 津城山店		薬局	令和 6 年 5 月 1 日
薬局	ユニスマイル薬局 泊店	スイショー薬局 泊店	ユニスマイル薬局 泊店		薬局	令和 6 年 5 月 1 日
薬局	ユニスマイル薬局 松阪下村店	ファークロス薬局 大光	ユニスマイル薬局 松阪下村店		薬局	令和 6 年 5 月 1 日

三重県告示第 443 号

次の者に係る森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による保安林の指定施業要件を変更する予定である旨に係る通知は、所在不分明のため通知することができないので、同法第 189 条の規定により、その通知の内容を亀山市役所の掲示場に掲示するとともにその要旨を告示します。

令和 6 年 6 月 18 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 通知することができない者の氏名

馬路 晴之

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

亀山市安坂山町字向川原 1122、字北矢原 1241、1242 の 1

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

第 2

1 通知することができない者の氏名

中崎 国松

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

亀山市安坂山町字西長尾 973

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

第 3

1 通知することができない者の氏名

上田 昇

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

亀山市安坂山町字中山 2262

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

第 4

1 通知することができない者の氏名

西村 みち子

2 通知の要旨

- (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

亀山市安坂山町字向川原 1123

- (2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

- (3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は省略し、その関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び亀山市役所に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 444 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出に対して同法第 8 条第 1 項の規定により伊賀市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

令和 6 年 6 月 18 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

エーコープ青山店

伊賀市阿保 464 番 ほか

- 2 伊賀市から聴取した意見

意見無し

- 3 意見の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

- 4 意見の縦覧の期間及び時間

令和 6 年 6 月 18 日から同年 7 月 18 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

議 会 訓 令

三重県議会訓令第 8 号

三重県議会個人情報保護条例施行規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 6 年 6 月 18 日

三重県議会議長 稲 垣 昭 義

三重県議会個人情報保護条例施行規程の一部を改正する訓令

三重県議会個人情報保護条例施行規程（令和 5 年三重県議会訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（個人の権利利益を害するおそれ大きいもの）	（個人の権利利益を害するおそれ大きいもの）
第 4 条 条例第 11 条本文の個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして議長が定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。	第 4 条 条例第 11 条の個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして議長が定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。
(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)
(3) 不正の目的をもって行われたおそれがある議会	(3) 不正の目的をもって行われたおそれがある保有

に対する行為による保有個人情報（事務局の職員が取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、保有個人情報として取り扱われることが予定されているものを含む。）の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態	個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
(4) (略)	(4) (略)
2 議長は、条例第 11 条本文の規定による通知をする場合には、前項各号に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、次に定める事項を通知しなければならない。	2 議長は、条例第 11 条本文の規定による通知をする場合には、前項各号に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、次に定める事項を通知しなければならない。
(1) (略)	(1) (略)
(2) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報（前項第 3 号に定める事態については、同号に規定する個人情報を含む。）の項目	(2) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報の項目
(3)～(5) (略)	(3)～(5) (略)
(個人情報ファイル簿の作成及び公表)	(個人情報ファイル簿の作成及び公表)
第 7 条 (略)	第 7 条 (略)
2～6 (略)	2～6 (略)
7 条例第 17 条第 1 項第 6 号の議長が定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。	7 条例第 17 条第 1 項第 6 号の議長が定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。
(1) 次に掲げる身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害があること。	(1) 次に掲げる身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害があること。
イ～ハ (略)	イ～ハ (略)
ニ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 4 条第 1 項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の<u>主務大臣</u>が定める程度であるもの	ニ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 4 条第 1 項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の<u>厚生労働大臣</u>が定める程度であるもの
(2)～(5) (略)	(2)～(5) (略)
8～10 (略)	8～10 (略)

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

公 告

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条第 1 項の規定により、農地中間管理機構から申請があった農用地利用集積等促進計画を次のとおり認可しました。

令和 6 年 6 月 18 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 農用地利用集積等促進計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所の所在する市町村名	

有限会社 丸山コンバイン	津市	津市安濃町神田字東裏 297 番
株式会社 ナコス	津市	津市美里町五百野字外山 1777 番
西山 公康	津市	津市栗真小川町字関口 1856
鈴木 規仁	伊勢市	伊勢市植山町東三丁 349

2 農用地利用集積等促進計画の認可日

令和 6 年 6 月 18 日

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所長から通知がありました。

令和 6 年 6 月 18 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 作業種類

公共測量（路線測量）

2 作業期間

令和 6 年 4 月 16 日から同年 12 月 20 日まで

3 作業地域

四日市市北小松町、伊勢市中島、同市辻久留、同市船江、松阪市嬉野平生町、同市嬉野黒田町、同市嬉野天花寺町、同市嬉野一志町、同市西黒部町及び同市東久保町

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、国土交通省近畿地方整備局紀南河川国道事務所長から通知がありました。

令和 6 年 6 月 18 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 作業種類

公共測量（空中写真測量及び数値地形図データ作成）

2 作業期間

令和 6 年 6 月 14 日から令和 7 年 2 月 28 日まで

3 作業地域

南牟婁郡紀宝町の一部

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、四日市市から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書の写しを公衆の縦覧に供します。

令和 6 年 6 月 18 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 都市計画の種類

四日市都市計画用途地域

2 縦覧場所

三重県県土整備部都市政策課

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

令和 6 年 6 月 18 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
令和 6 年 6 月 4 日	亀山市田茂町字萩野 479-2 ほか 3 筆及び安知本町字萩野 1957-2 ほか 18 筆ほか	亀山市住山町字大掛 590-1 社会福祉法人安全福祉会 理事長 小倉 昌行
令和 6 年	名張市上小波田字宇曾田 3286 の一部ほか 2 筆	奈良県奈良市二条大路南 2 丁目 2-24

6 月 7 日

宗教法人正行寺
代表役員 池田 浩尚**共 済 組 合 公 告**

地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）第 22 条第 3 項の規定に基づき、令和 5 年度決算の要旨を
公告します。

令和 6 年 6 月 18 日

三重県市町村職員共済組合理事長 櫻 井 義 之

損益計算書の要旨 (単位：千円)

経理区分	短期	厚生年金保険	退職等年金	経過的長期	退職等年金 預託金管理	経過的長期 預託金管理	業務	保健	宿泊 (サンパベルラ志摩)	貯金	貸付	物資
収	負担金	7,955,297	16,971,793	929,164	127,067		238,114	220,613				
	掛金	8,056,049	11,312,607	929,154				216,314				
	施設収入・商品売上								23,503			1,076,175
	利息及び配当金	80				26,086	125	149	132	617,924	60	1
	その他の収入	1,088,171					98,688	105	56	10,923	11,926	14,814
	他経理から繰入						45,100					
入	前年度支払準備金	1,040,028										
	計	18,139,625	28,284,400	1,858,318	127,067	0	382,027	437,181	23,691	628,847	11,986	1,090,990
	給付	8,724,548										
	役職員給与						161,127	12,325		4,583	16,384	12,543
	旅費・事務費						20,142	1,035	15	2,002	628	1,645
	商品仕入											1,050,984
支	飲食材料料費											
	委託費						53,908	9,452		68	322	2,183
	支払利息					26,086				522,000		423
	前期高齢者納付金	3,189,339										
	後期高齢者支援金	3,152,534										
	老人保健拠出金											
	退職者給付拠出金	39										
	介護納付金	1,597,101										
	連合会払込金	1,028,750	28,284,400	1,858,318	127,067		119,095	3,976				
	他経理へ繰入	45,100										
	その他の支出	5,241					66,005	469,175	60,861	1,606	6,366	21,878
	次年度支払準備金	1,313,360										
	計	19,056,012	28,284,400	1,858,318	127,067	0	420,277	495,963	60,876	530,259	23,700	1,089,656
	差引当期利益金又は 当期損失金(△)	△916,387	0	0	0	0	△38,250	△58,782	△37,185	98,588	△11,714	1,334

貸借対照表の要旨

(単位：千円)

経理区分		短期	厚生年金保険	退職等年金	経過的長期	退職等年金 預託金管理	経過的長期 預託金管理	業務	保健	宿泊 (サンパルラ志摩)	貯金	貸付	物資
資 産	流動資産	3,336,052	1,472,423	117,947	802		425,202	651,858	995,327	532,813	4,327,088	325,225	249,355
	固定資産						16,120,804	15,370		866,510	56,342,520	880,862	
	繰延資産												
資産合計		3,336,052	1,472,423	117,947	802	0	16,546,006	667,228	995,327	1,399,323	60,669,608	1,206,087	249,355
負 債	流動負債	697,128	1,472,423	117,947	802			15,833	54,639	24,289	59,178,613	818	16,873
	固定負債	1,313,360					16,546,006	199,510	26,543		773	27,839	121,096
	負債合計	2,010,488	1,472,423	117,947	802	0	16,546,006	215,343	81,182	24,289	59,179,386	28,657	137,969
資 本	資本剰余金									1,554,107			
	利益剰余金又は 欠損金(△)	1,325,564						451,885	914,145	△179,073	1,490,222	1,177,430	111,386
	資本合計	1,325,564	0	0	0	0	0	451,885	914,145	1,375,034	1,490,222	1,177,430	111,386
負債・資本合計		3,336,052	1,472,423	117,947	802	0	16,546,006	667,228	995,327	1,399,323	60,669,608	1,206,087	249,355

特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第5条の規定により公告します。

令和6年6月18日

三重県教育委員会教育長 福 永 和 伸

1 入札に付する事項

(1) 購入物品及び数量

三重県小中学校ネットワークシステムに係る端末機器等の調達 1式

(2) 購入物品の特質等

購入物品の性能等に関し、三重県教育委員会教育長が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。

(3) 納入期限

令和7年3月14日（金）までとします。

(4) 納入場所

調達説明書（仕様書）に記載のとおり

2 入札参加者及び落札者に必要な資格

(1) 競争入札参加資格

ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

(2) 落札資格

ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。

イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

3 入札に関する事項

(1) 本入札は、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。

(2) 本入札は、開札事務を調達システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、調達システムの利用登録が必要です。

(3) 調達システム利用登録者が調達システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。

(4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。

(5) 調達システムの運用については、「三重県物件等電子調達システム運用基準」によります。

4 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請を令和6年7月16日（火）15時までに、調達システムで入札する場合にあっては調達システムに登録し、書面による入札の場合にあっては5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)及び(3)の書類を提出してください。

なお、提出した書類等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

(1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第4条第1項に定める申請

(2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したものです。）の写し

(3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。）の写し

5 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地

三重県教育委員会事務局教育総務課教育 I C T 化推進班 担当 水谷、中村

電話 059-224-3008 ファクシミリ 059-224-2319

(2) 契約条項を示す場所

(1)に同じです。

(3) 調達システム担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地

三重県出納局会計支援課企画支援班 システム担当

電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784

(4) 調達説明書（仕様書）の配布方法

本公告日から令和 6 年 7 月 31 日（水）まで調達システムにより提供します。

(5) 入札参加資格確認結果の通知

令和 6 年 7 月 24 日（水）までに通知します。

(6) 入札書提出の日時及び場所

ア 調達システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。

入札参加資格確認結果の通知の日から令和 6 年 7 月 31 日（水）10 時まで

イ 書面による入札の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、調達案件名を記載の上、三重県庁内郵便局留めで郵送してください。

提出締切日時 令和 6 年 7 月 31 日（水）10 時

なお、入札書は郵便局留め期間の 10 日を経過すると差出人に返送されますので、日数を考慮して投函してください。

送付先

〒514-0006 三重県津市広明町 13 番地

宛 先 三重県庁内郵便局留め

受取人 三重県教育委員会事務局教育総務課教育 I C T 化推進班

案件名 三重県小中学校ネットワークシステムに係る端末機器等の調達

(7) 開札の日時及び場所

日時 令和 6 年 7 月 31 日（水）10 時 10 分

場所 三重県津市広明町 13 番地

三重県教育委員会事務局教育総務課

(8) 入札方法等に関する事項

ア 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載するものとします。

イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の 100 分の 5 以上の額とします。ただし、三重県会計規則（平成 18 年三重県規則第 69 号。以下「規則」といいます。）第 67 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上の額とします。ただし、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可又は民事再生法第 174 条第 1 項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 30 以上とします。

また、規則第 75 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第 75 条第 4 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約

保証金を免除しません。

エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県教育委員会教育長が判断した入札者であって、規則第 65 条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者となります。

オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第 71 条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

6 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が 1 者だけの場合は、本入札を中止又は延期することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(4) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成 26 年三重県告示第 292 号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話 059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

(5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。

(6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。

(7) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

7 Summary

(1) Nature and Quantity of the Products to be Purchased:

Supply of terminal equipment of the network system of the elementary school and junior high school of Mie Prefecture: 1 unit.

(2) Bid Submission Deadline:

(Electronic submission via the internet)

Bids submitted electronically must be received by 10:00 A.M. on Wednesday, July 31, 2024.

(Submission by registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office by 10:00 A.M. on Wednesday, July 31, 2024.

(3) Date and Time for the Open Bidding:

The meeting for the open bidding will begin promptly at 10:10 A.M. on Wednesday, July 31, 2024.

(4) Managing Authority:

Education General Affairs Division, Mie Prefectural Board of Education

13 Komei-cho, Tsu city, Mie, 514-8570, Japan

TEL:059-224-3008 FAX:059-224-2319

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
